茨城県議会基本条例の改正案 (一次答申・新旧対照・改正案への意見)

※改正案への一次答申の反映状況は、各欄の同じ「★番号」により示しております。

	78/-19		(流は、台側の向し「★番号」により小しておりまり。
一次答申の内容	現行規定	改正案	ご意見等
(1) 災害等の発生時における議会の対応	(新設)	(災害等への対応)	
	【部分的に規定されている災害等に関する対応 】→削除	第11条の2 議会は、県民の生命又は生活に直接影響を	
・部分的に規定されている災害等に関する対応を	(議会の役割)	及ぼす災害その他非常の事態(以下「災害等」という。)	
まとめ、独立した条文として整理し、併せて「茨	第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。	が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、	
城県議会災害対策会議」を条例に位置付けるこ	(6) 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が	知事等に速やかに必要な要請を行うことその他議会の役	
と(★1)。	発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、	割を踏まえた必要な対応を行うものとする。	
・災害等の発生時における議会の活動方針の策定	知事等に速やかに必要な要請を行うこと。	2 議会は、前項の対応を協議するため、議員で構成する	
について規定を設け、緊急時に議会活動等を継		災害等対策会議を設置するものとする。 (★1)	
続するための計画を策定すること (★2) 。	(議員の役割)	3 議会は、災害等が発生した場合における活動の方針を	
	第13条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる	策定するものとする。 (★2)	
	役割を担うものとする。	4 議員は、災害等が発生した場合は、緊急的な調査活動	
	(5) 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。	を行うことその他地域の状況に応じた必要な対応を行う	
		ものとする。	
(2) 議会活動への県民参画の推進と主権者意識	*****	(県民の参画の推進)	
の醸成	第19条 議会は、県民が議会活動に参画する機会の確保を		
	図るものとする。	4 議会は、議会活動を通じて、県民の主権者としての意	
	2 議会は、県民の意思を的確に把握し県政に反映させる	識の醸成に努めるものとする。 (★3)	
	ため、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を図るな		
県民の主権者としての意識の醸成など、議会	, = : : : : : : : : : : : : : : : : : :		
	3 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、適切に処		
旨を規定すること(★3) 。	理するものとする。		
	(4項を新設)		
(2) 差点の欧洲機能等の沿ル	(完整企业 内部四位)	(幸春。 4) 表出中体)	
(3) 議会の監視機能等の強化	(議会への説明等) 第95条 知恵等は 次に掲げる提合は 議会に対し 東前	(議会への説明等) 第25条 知事等は,次に掲げるときは,議会に対し,事	
・重要な政策等の事前説明の努力義務を、義務規		第25 宋 和事寺は、次に拘りる <u>とさ</u> は、磯云に対し、事前にその内容を説明する ものとする。 (★4)	
・重安な政策等の争削就所の另方我務を、我務別 定に改正すること(★4)。	(1) 予算を調製したとき。	前にての内谷を説明するものとする。 (★4) (1) 予算を調製したとき。	
・県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃		(2) 県政に係る基本計画、県民生活に重要な影響を及ぼ	
を事前説明の対象として明示するとともに、	(2) 県政に保る基本計画等 の重要な政策又は施		
「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等		· ·	
を明確化すること(★5)。	のを作成し、又は変更したとき。	至本方面、未来での他これでのに頻りるものを下成し、 又は変更したとき。(★ 5)	
CAMEID) OCC (VO)		2 知事等は、予算の調製及び前項第2号 の重要な政策	
・予算の調製における議会の政策立案等(議員提		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の			
要望等)の尊重義務を規定すること(★6)。	定する職会の <u>政権促出し</u> の配合を発生するものとする。	(★6)	
久土寸/ マノザ半秋/7 とが止りること(★ロ)。	<i>∙</i> ⊌₀		

茨城県議会基本条例改正案 新旧対照表(答申内容比較)

※改正案への一次答申の反映状況は、各欄の同じ「★番号」により示しております。

一次答申の内容	現行規定	改正案	ご意見等
(4) I C T 技術の活用・審議等における I C T 技術の積極的活用によ	(新設)	(情報通信技術の活用) 第 29 条の 2 議会は、情報通信技術を積極的に活用する ことにより、議会活動の充実を図るものとする。(★ 7)	
り、議会活動の充実を図るべき旨を規定すること (★ 7)。			